

別表

ア 短期給付事業

給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準	提 出 書 類
医療補給金	会員が疾病のため療養を受けたとき。	給付の対象となった療養費の総額から次の額を控除した額。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (1) 共済組合法又は健康保険法の規定による給付額 (2) 他の法令等による公費負担額 (3) 互助会基礎控除額 6,000円	医療補給金請求書
家族医療補給金	会員の被扶養者が疾病のため療養を受けたとき。	給付の対象となった療養費の総額から次の額を控除した額。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 (1) 共済組合法又は健康保険法の規定による給付額 (2) 他の法令等による公費負担額 (3) 互助会基礎控除額 6,000円	家族医療補給金請求書
療養補給金	会員が病気又は負傷し、療養のため休職したとき。	休職期間のうち、県などから給与等を受けない期間（共済組合法又は健康保険法による傷病手当金、同附加金の支給期間を経過した後の期間） 1ヶ月につき 100,000円 （当該期間に1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。）	療養補給金請求書 （休職又は県などから給与を受けないことを証する辞令の写を添付）
出産祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき。	出産児1人につき 30,000円 （出産祝金の受給資格発生の日は出産日とする。）	出産祝金請求書
介護休暇補給金	会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）等により、介護休暇又は介護時間を認められたとき。	(1) 給付額は、介護休暇1日につき掛金の基礎となった給料月額（運営規則第14条第1項に規定する給料月額に100分の1に相当する金額をいう。）に100分の67を乗じた額とする。ただし、公立学校共済組合等から支給を受ける介護休業手当金又は雇用保険法に基づき支給を受ける介護休業給付を控除した額とする。（時間を単位とする場合は、上記により算出した額の8分の1を乗じた額を基礎とする。）	介護休暇補給金請求書 （出勤簿及び介護休暇承認書又は介護休暇申請書（決裁済）の写を添付）

		(2) 給付期間は、介護休暇を認められた日数とする。ただし、正規の勤務日以外の日を除く。 (3) 給付金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
災害見舞金	会員が風水震災その他の非常災害により、その住居若しくは家財に損害を受けたとき、又は通勤等に用いる自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）が損害を受け廃車したとき（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条第1項の申請に基づく永久抹消登録又は第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けたときをいう。以下同じ。）。	次の各号に掲げる損害の程度に応じ、当該各号に掲げる額。この場合において、住居とは会員が自ら居住する住宅及び会員の被扶養者が使用している会員所有の住宅をいい、災害の査定は個々の住居ごとに行う。 (1) 第1級の損害 600,000円 イ 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 (2) 第2級の損害 400,000円 イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 ニ 住居又は家財にハと同程度の損害を受けたとき。 (3) 第3級の損害 200,000円 イ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ニ 住居又は家財にハと同程度の損害を受けたとき。 ホ 床上浸水 120センチメートル以上 (4) 第4級の損害 100,000円 イ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居又は家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 床上浸水 30センチメートル以上、120センチメートル未満 (5) 会員の通勤等に用いる自動車が損害を受け廃車したとき。 50,000円	災害見舞金請求書 災害見舞金請求書（通勤等に用いる自動車専用） 被災車両を廃車（抹消登録）したことが証明できる書類の写を添付

障害見舞金	会員が病気にかかり又は負傷し、その傷病の結果退職したとき。	次の各号に掲げる障害の程度に応じ、当該各号に掲げる額 (1) 厚生年金保険法施行令第3条の8に掲げる障害の程度 1級 300,000円 (2) 厚生年金保険法施行令第3条の8に掲げる障害の程度 2級 200,000円 (3) 厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1に掲げる障害の程度 3級 100,000円 (4) 厚生年金保険法施行令第3条の9別表第2に掲げる障害の程度 50,000円	障害見舞金請求書
死亡弔慰金	会員、配偶者及びその被扶養者又は実父母、実子が死亡したとき。ただし、同居している姻族の父母を含む。	会 員 会員期間10年以上 500,000円 会員期間10年未満 300,000円 会員期間3年未満（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。） 100,000円 配 偶 者 100,000円 子 50,000円 その他の者 10,000円 （会員については、退職した日の翌日から3日以内に死亡したときは、現職死亡の取扱いとする。）	死亡弔慰金請求書
遺児育英資金給付金	会員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）が死亡し、幼稚園等及び満18歳（一定要件に該当の場合は満20歳）以下の児童、生徒等がいるとき。	(1) 幼稚園等 月額 11,000円 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者 月額 12,000円 (3) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する者 月額 14,000円 (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校等に在籍する者 月額 16,000円 (5) 一時金 120,000円 （遺児育英資金給付金の給付に関し必要な事項は、別に定める。）	遺児育英資金（一時金）請求書 （戸籍謄本及び 在学証明書）